

盛岡広域振興局長告示第37号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年9月26日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

居宅訪問型児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0352200026	居宅訪問型児童発達支援紫波北さぷり	紫波郡紫波町二日町字西七久保12番地1	令和7年9月30日